

## 昭和村人事行政の運営等の状況（平成19年度）

地方公務員法第58条の2の規定により、昭和村職員の給与や定員管理の状況について公正性、透明性を高めるため、「昭和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### （1）職員数 （単位：人）

区分	平成19年度 当初職員数	平成19年度 退職者数	平成20年度 採用者数	平成20年度 当初職員数
一般職	67	-	-	67
保健師	4	-	-	4
栄養士	1	-	-	1
保育士	10	-	1	11
技能労務職	14	2	-	12
合計	96	2	1	95

#### （2）採用試験の実施状況 （単位：人）

試験区分	受験者数	合格者数
保育士試験	17	1

#### （3）職員数の推移 （単位：人）

平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
95	96	99	101	104

### 2 職員の給与の状況

#### （1）1人当たりの支給額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.1歳	313,596円	350,578円
技能労務職	50.0歳	292,036円	310,155円

平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における基本給の平均です。また、平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### （2）初任給基準

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200円	155,700円	144,500円
技能労務職	-	-	144,500円

( 3 ) 手当制度の状況

手 当 名	支 給 額 等
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月 13,000 円</li> <li>・その他 月 6,500 円</li> </ul> 但し、配偶者のない場合は扶養親族 1 人まで月 11,000 円 ( 被扶養者のうち 15 歳 ~ 22 歳の者は 5,000 円加算 )
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等で通勤する場合 ( 片道 2 km 以上の通勤者 ) 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 24,500 円</li> <li>・交通機関等を利用して通勤する場合 通勤に要する運賃等の額 ( 定期券代 )</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家等居住 家賃に応じて支給 ( 上限 5,400 円 )</li> </ul>
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額 × 役職に応じた支給率 ( 8 % ~ 12 % )</li> </ul>
時間外勤務手当	( 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25 倍 ( 深夜は 1.5 倍 )</li> <li>・週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35 倍 ( 深夜は 1.6 倍 )</li> </ul>
休日勤務手当	( 祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務 1 時間につき当該職員の時間単価 × 1.35 ( 深夜は 1.6 倍 )</li> </ul>
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染病防疫作業 日額 350 円</li> <li>・死体等処置作業 日額 450 円</li> </ul>
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長 1 回 7,500 円</li> <li>・参事、課長補佐 1 回 6,000 円</li> </ul>
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回 4,200 円</li> </ul>
期末手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 月期 1.4 月分 ( 特定幹部職員は 1.2 月分 )</li> <li>・ 12 月期 1.6 月分 ( 特定幹部職員は 1.4 月分 )</li> <li>・ 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ( 役職加算 5 ~ 10 % )</li> </ul>
勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 月期 0.75 月分 ( 特定幹部職員は 0.95 月分 )</li> <li>・ 12 月期 0.75 月分 ( 特定幹部職員は 0.95 月分 )</li> <li>・ 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ( 役職加算 5 ~ 10 % )</li> </ul>
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯主である職員 扶養親族の有無に応じ 10,200 円 ~ 17,800 円 ( 5 カ月間 )</li> <li>・ その他の職員 7,360 円 ( 5 カ月間 )</li> </ul>
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤続 20 年 自己都合 23.5 月分 勸奨・定年 30.55 月分</li> <li>・ 勤続 25 年 " 33.5 月分 " 41.34 月分</li> <li>・ 勤続 35 年 " 47.5 月分 " 59.28 月分</li> <li>・ 最高限度額 " 59.28 月分 " 59.28 月分</li> <li>・ その他定年前早期退職者特例措置あり</li> </ul>

(4) ラスパイレス指数の状況

区分	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
一般行政職	94.7	93.9	93.5	91.7

ラスパイレス指数とは、国家公務員給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

全国地方公共団体平均 98.5 群馬県内市町村平均 97.8

(5) 特別職の報酬等の状況

区分		給料・報酬月額	期末手当
給料	村長	590,000円	6月期 2.1月分 12月期 2.3月分  (役職加算 20%)
	副村長	471,000円	
	教育長	431,000円	
報酬	議長	226,000円	
	副議長	181,000円	
	議会運営委員長及び常任委員長	171,000円	
	議員	161,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況

一週間の勤務時間	勤務開始時間	勤務終了時刻	休憩時間	閉庁日
40 時間	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 15 分 ~ 13 時	土曜日及び日曜日、 祝日、年末年始

(2) 年次有給休暇の導入状況 (平成 19 年 1 月 1 日 ~ 平成 19 年 12 月 31 日)

区分	対象職員数	平均取得日数	消化率
一般行政職	91 人	11.8 日	29.4 %

対象職員数とは、平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものです。

(3) 特別休暇の種類

有給休暇	選挙権その他公民としての権利の行使 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 骨髄移植のための骨髄液の提供 社会貢献活動 職員の結婚 職員の出産 職員が生後満 1 年に達しない子を育てる場合 職員の妻の出産 産後 8 週間以内の子又は小学校就学前の子の育児参加 小学校就学前の子の看護 職員の親族の死亡 父母の追悼のための特別な行事が行われる場合 夏季休暇 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 地震、水害、火災その他の災害時において、出勤途上における身体の危険を回避する場合 その他村長が定める場合
無給休暇	介護休暇 組合休暇

( 4 ) その他の休暇・育児休暇の取得状況 ( 単位 : 人 )

区 分	病気休暇	介護休暇	育児休暇
19 年度中に新規取得または前年度より継続中の職員数	6	-	-

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

( 単位 : 人 )

処分内容		処分者数	処 分 事 由
分限 処分	免 職	-	分限処分とは、公務能率の維持及び適正な運営を確保するため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合などに、任命権者が不利益な身分上の変動をもたらす処分。
	降 任	-	
	休 職	-	
	降 給	-	
懲戒 処分	失 職	-	懲戒処分とは、公務員の勤務関係の規律と秩序を維持するため、任命権者が職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う処分。
	免 職	-	
	停 職	-	
	減 給	1	
	戒 告	-	法令違反( 道路交通法 )
	訓告等	-	

5 職員のサービスの状況

( 単位 : 人 )

区 分	違反者数
命令に従う義務	-
信用失墜行為の禁止	-
秘密を守る義務	-
職務に専念する義務	-
政治的行為の制限	-
争議行為等の禁止	-
営利企業等の従事制限	-

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

( 1 ) 職員研修の実施状況

( 単位 : 人 )

区 分	受講者数	研 修 内 容 等
新規採用職員研修	1	
一般職員研修	3	
係長研修	2	
自主研修	69	民間企業体験研修
各種専門研修	6	ワークショップの企画・進め方の基礎

( 2 ) 勤務成績の評定の状況

・本村では、勤務成績の評定制度を導入していません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

( 1 ) 福利厚生制度 ( 単位：人 )

区 分	受診者数	内 容
総合健診	86	30歳以上の職員の健康診断
定期健診	8	上記以外の職員の健康診断
合 計	94	

( 2 ) 公務災害補償制度 ( 単位：件 )

加 入 団 体	件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 群 馬 県 支 部	1	蜂刺症

8 . 公平委員会に係る業務の状況

( 単位：件 )

内 容	要求等件数
勤務条件に関する措置の要求	-
不利益処分に関する不服申立て	-
その他	-